## 通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第37条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の 4第1項の規定に基づき、岡山県医療労働組合連合会(執行委員長 西 崎克江)から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、 同施行令同条第4項の規定に基づき、お知らせします。

記

- 1 期 間 令和7年11月11日(火)以降で、要求解決の日ま での間における連日又は特定の日の終日あるいは短時間
- 2 場 所 別紙のとおり
- 3 要求事項 生活を守る賃金と雇用の確保、全国一律最低賃金制度 の実現、生活改善できる一時金の獲得、医師・看護師・ 介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等
- 4 内 容 2に掲げる事業所において、救急・急患外来患者及び 入院患者のための保安要員を除く全員又は一部の組合員 によるストライキ、怠業その他一切の争議行為を実施す る。

令和7年11月6日

岡山県知事 伊原木 隆太